

古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 古賀市市民活動支援センターとは

古賀市市民活動支援センターは、市民活動に関する相談及び情報提供並びに市民活動団体の交流の促進等を行うことにより、市民活動を支援し、よりよいまちづくりに資するため設置している。

2. 業務委託候補者選定の趣旨

古賀市市民活動支援センターの設置目的を鑑み、公募型プロポーザルにより提案を求め、市民活動に関するより優れた資質・能力及び中間支援組織としての資質・能力を有する業務委託候補者の選考を行うものとする。

3. 委託業務内容

- (1) 業務名：古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運営業務委託
- (2) 業務内容：「古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：2019年（平成31年）4月1日（月）から2022年（平成34年）3月31日（木）まで

4. 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 福岡県内に事業所を有する特定非営利活動法人であること。
- (2) 本市の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿の「物品役務（その他役務）」に登録されている者とする。ただし、本件に限り、同登録の申請を本プロポーザル参加申込みと同時にを行い、受理された者でも可能とする。
- (3) 古賀市一般（指名）競争入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第4条の規定に該当しない者であること。
- (4) 古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止措置、他自治体において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号に該当しないこと。

5. 選定スケジュール

内容	期日等
募集要項の公表	2018年（平成30年）11月20日（火） ※本プロポーザルに関する様式は、本市公式ホームページ上に掲載
参加申込提出期限	2018年（平成30年）11月30日（金）午後5時まで（必着）
質問書提出期限	2018年（平成30年）11月30日（金）午後5時まで（必着）
質問書への回答	2018年（平成30年）12月11日（火）午後5時まで

提案書等の提出期限	2018年（平成30年）12月18日（火）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション	2019年（平成31年）1月 詳細は別途通知予定
審査結果通知	2019年（平成31年）1月
契約締結	2019年（平成31年）2月
事前協議・業務引継ぎ	契約日翌日～2019年（平成31年）3月
本格運営	2019年（平成31年）4月～2022年（平成34年）3月

※上記の日程は、変更する場合があります。変更する場合は、市公式ホームページ上に掲載するほか、参加申込書提出者には、メールで連絡する。

6. 提出方法等

(1) 提出書類

下記①～⑧の書類全てを提出すること。

指定の様式を示していない書類についてはA4版の任意の様式で提出すること。

- ①参加申込書（様式1） 正本1部
- ②提案申請書（様式2） 正本1部 副本1部
- ③団体概要及び主要業務実績（様式自由・A4：2枚以内） 正本1部 副本1部
- ④業務委託推進体制（様式自由） 正本1部 副本1部
- ⑤配置予定担当者の経歴等（様式3） 正本1部 副本1部
- ⑥定款、規約、寄附行為などその他これに類する書類 正本1部 副本1部
- ⑦企画提案書（様式4） 正本1部 副本1部
- ⑧見積書、積算内訳書 正本1部 副本1部

※消費税及び地方消費税を含まない額を記載のこと。

(2) 様式の配布

本プロポーザルに関する様式は、本市公式ホームページ上でダウンロードすること。

(3) 提出期間

(1)の提出書類のうち

①：2018年（平成30年）11月20日（火）～11月30日（金）午後5時まで（必着）

②～⑧：2018年（平成30年）12月12日（水）～12月18日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（※持参の場合は、閉館時を除く。）

(5) 提出場所

〒811-3103

古賀市中央2丁目13-1（リーバスパラザこが中央公民館1階）

古賀市役所総務部コミュニティ推進課市民活動支援センター係

(6) その他

①を提出後、②～⑧を提出しない場合は、任意の様式にて、辞退届を提出すること。

7. 提案書等の作成に関する留意事項

- ・文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ・見積書には、仕様書、企画提案書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。

※提案上限金額（業務規模）

22,245千円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

2019年度（平成31年度） 7,415千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2020年度（平成32年度） 7,415千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2021年度（平成33年度） 7,415千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提出する見積書は、上記の提案金額を超えてはならない。

8. 質疑応答

(1) 質疑に係る提出書類

質問書（様式5）

(2) 質疑資格者

参加申込書の提出者

(3) 提出期間

参加申込書提出から2018年（平成30年）11月30日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

電子メール又はFAX

(5) 提出先

古賀市総務部コミュニティ推進課市民活動支援センター係

メールアドレス：tsunagari@city.koga.fukuoka.jp

FAX : 092-942-1353

(6) 回答方法

参加申込書を提出した全ての者に対し、最終期限である2018年（平成30年）12月10日（月）までに電子メールで回答する。

9. プレゼンテーションについて

(1) 日程

2019年（平成31年）1月 午前9時から午後5時までの間で、提案者ごとに設定する時間

(2) 開催通知

プレゼンテーションの詳細については、2018年（平成30年）12月19日（水）以降、担当者へ電話連絡のうえ、開催通知を送付する。

(3) 説明時間

20分以内の説明後、質疑応答

- (4) 出席者
予定スタッフを含め3名までとする。
- (5) 説明する内容
提案書等提出書類に記載した内容について、必要事項を補足しながら説明する。
- (6) その他
プレゼンテーションの資料を提出することができる。提出する場合は、資料を10部準備すること。
(プレゼンテーションにおいて、提案書に記載のない新たな提案を行うことはできない。)
市において、プロジェクター、ケーブル、スクリーン、ホワイトボード、コンセント、延長コードを準備する。これ以外に必要な機器、道具などは、提案者において準備すること。

10. 選定方法

- (1) 選定の手続
提出書類、プレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者（以下「最優秀者」という。）の選定を行う。
ただし、評価が一定水準に達する者がいない場合は、最優秀者として選定しない。
- (2) 評価方法
審査・選定機関として、古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運營業務委託選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運營業務委託評価基準（別紙）に基づいて、それぞれの委員の評価を配点・集計し、合計点が最も高い点数を得た提案者を本委託業務の随意契約対象者とする。
- (3) 結果通知
選定結果は2019年（平成31年）1月中旬に書面により個別に提案者へ通知する。

11. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 契約締結の日までに4に記載する参加資格を満たさなくなった場合
- (7) その他本実施要領に違反すると認められた場合

12. 契約

- (1) 市と最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
ただし、本公募型プロポーザル方式は、予算の成立を前提とした準備行為として行うものであり予算が成立しなかった場合には、本公募型プロポーザル方式に係る契約を締結しない。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに最優秀者が参加資格を失った場

合、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 業務委託候補者の決定に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
- (7) 電子メール等の通信事故については、古賀市はいかなる責任も負わない。

1 4. 事務局（提出先）

古賀市役所 総務部 コミュニティ推進課 市民活動支援センター係
〒811-3103

古賀市中央2丁目13-1（リーパスプラザこが中央公民館1階）

TEL : 092-942-1352

FAX : 092-942-1353

E-Mail : tsunagari@city.koga.fukuoka.jp

古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運営業務委託 評価基準

評価項目		配点	
管理運営	運営方針	5	45
	市民活動の取組及び実績	10	
	業務運営体制	5	
	配置予定者	5	
	職員の育成等	10	
	個人情報保護等	5	
	事故防止等緊急時の対応	5	
企画提案	情報の収集・提供	10	70
	市民活動の活性化支援	10	
	市民活動に関する相談対応	10	
	研修・講座事業	10	
	市民活動団体間の交流・連携促進	10	
	市との連携体制	10	
	自由提案	10	
見積額	見積書内容の妥当性	5	5
合計		120	